

建設事業の評価について

(意見具申)

平成21年11月24日

大阪府建設事業評価委員会

## 1 はじめに

平成 21 年度上期審議案件のうち、槇尾川ダム建設事業を除く 10 事業について意見具申を行うものである。

審議にあたっては、従来どおり委員会審議を公開し、府民意見や意見陳述の公募を行うとともに、審議概要をホームページで公表するなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

## 2 審議対象の基準

審議対象の基準は別表[P4]のとおりである。

## 3 審議結果

審議対象事業の審議結果は以下のとおりである。（審議の詳細は P5-P10 を参照）

### (1)再評価対象事業

#### ①河川改修事業「佐野川」

本事業は、平成 12 年度に策定された「佐野川水系河川整備計画」に位置付けられた河川改修事業（時間雨量 50mm 対応）であるが、用地取得が当初の予想以上の期間を要したことから、完成予定が平成 21 年度から平成 28 年度に遅れる見込みである。

事業の必要性は変化がないことから、事業を継続することが妥当である。

#### ②道路交通安全事業「総持寺停車場線交差点改良」

本事業は、国道 171 号との交差点において、国の交差点改良事業（右折レーン設置）と併せて交差点を改良するものであるが、国、府ともに同一地権者から用地協力を得られておらず、7 年間未着工となっている。

当交差点の交通渋滞が解消されていないことから、事業の必要性は認められるが、今後国の用地買収交渉において地権者の協力が得られ、事業再開の目途がたつまで、事業を休止することが妥当である。

#### ③道路交通安全事業「大阪高槻線交差点改良」

本事業は、交通渋滞解消のための交差点改良（右折レーン設置）であるが、地元との協議に目途が立っていないことから、7 年間未着工となっている。

本路線については、都市計画道路十三高槻線が平成 16 年度に一部開通したことにより、自動車交通量が減少して渋滞が緩和されており、事業の必要性が低下していることから、事業を中止することが妥当である。

#### ④道路交通安全事業「(旧) 大阪中央環状線交差点改良」

本事業は、交通渋滞解消と歩行者の安全確保のための交差点改良（右折レーン設置及び歩道拡幅）である。

事業費の増加については、当初「するっと交差点对策事業」として必要最小限の延長で右折レーンの整備を計画していたが、現地調査や警察との協議により抜本的な交差点改良へ変更したこと、また、将来の都市計画道路の幅員に合わせた用地買収の必要性から、用地費が増加したことを確認した。

慢性的な交通渋滞や追突等の事故発生の状況から、本事業の必要性は変化していないことから、事業の継続が妥当である。

なお、今後同種の事業を実施する場合には、事前の現地調査や警察協議を可能な限り行われたい。

#### ⑤道路交通安全事業「岸和田港塔原線歩道整備」

本事業は、JR 東岸和田駅南側の駅前再開発（防災街区整備事業）及び鉄道立体交差事業と合わせ、交通渋滞の解消、交通事故防止、歩行者の安全確保を図るため、道路の拡幅及び歩道整備を行うものである。

事業費の増加については、用地補償費を、事業着手前に外観調査や過去の実績に基づいて算定していたが、事業着手後に各家屋への立入り物件調査を実施し、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき詳細に算定したところ、借家人補償や営業補償等が当初の想定を上回ったことによるものであると確認した。

駅前再開発が平成 22 年度中に完了する予定であり、これに合わせて本事業を進めることが必要であることから、事業の継続が妥当である。

### (2) 再々評価対象事業

#### ①公園事業「寝屋川公園」

本事業は、府営 18 公園のうち、北河内地域に数少ない運動施設を中心とした広域公園であり、都市計画区域約 54ha のうち、現在の事業認可区域である中地区及び南地区の計約 37ha の整備を行っている。

事業地の一部が第二京阪道路建設事業の工事ヤードとして使用されていたため完成予定年度に遅れが生じるが、平成 23 年度には現事業認可区域の整備が完了する予定であり、事業を継続することが妥当である。

#### ②砂防事業「山畑川」

本事業は、土砂災害を防止するため砂防えん堤を整備するものであり、用地買収は完了しているが、工事進入路である農道整備が遅れているため、工事開始が遅れていることを確認した。

事業の必要性は変化がなく、また、農道も平成 22 年度から利用できる見込みのため、平成 25 年度には工事完成予定であることから、事業を継続することが妥当である。

### ③砂防事業「尺治川」

本事業は、土砂災害を防止するため溪流護岸の改修を行うものであり、工事は当初見込みより2年遅れるものの、平成22年度末に完成予定である。事業の必要性は変化がなく、事業を継続することが妥当である。

### ④河川改修事業「松尾川」

本事業は、平成12年度に策定された「大津川水系河川整備計画」に位置づけられた河川改修事業（1/100年確率の雨量（時間雨量86.9mm）対応）であり、流域内の市街化が著しい状況に変わりなく、事業の必要性に変化はない。

事業費が18億円増加しているが、その内訳は、宅地化の進展による用地費の増加が8億円、「ふるさとの川整備事業」（周辺の景観や地域整備と一体とした河川改修で良好な水辺空間を創る事業）に伴う工事のグレードアップによる工事費の増加が10億円であることを確認した。

事業は計画どおり平成27年度に完成予定であり、事業を継続することが妥当である。

なお、「ふるさとの川整備事業」を実施する場合は、事業規模や整備水準を適切にチェックする仕組みが必要であり、今後改善に取り組まれない。

### ⑤河川改修事業「東槇尾川」

本事業は、平成12年度に策定された「大津川水系河川整備計画」に位置づけられた河川改修事業（時間雨量50mm対応）である。

完成予定は、前回評価時（平成16年度）に比べ2年遅れるが平成22年度に完了する見込みであり、事業の必要性に変化がないことから、事業を継続することが妥当である。

## 4 結び

河川改修事業「松尾川」において、B/C（費用対便益比）の費用及び便益が大幅に変化している内容を確認したところであるが、今後評価調書にB/Cを記載する場合には、その算定の内訳や考え方を可能な限り詳しく記載してほしい。

## 建設事業評価委員会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が10億円以上と見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位計画等の位置付け</li> <li>・優先度</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・自然環境等への影響と対策</li> <li>・代替案との比較検討 など</li> </ul>
再評価	<p>府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業</li> <li>・事業採択後10年間（但し、標準工期が5年未満の事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業</li> <li>・事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合</li> <li>②総事業費が3割以上増減する場合</li> <li>③その他、事業計画を大きく変更する場合</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗状況</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・自然環境等への影響と対策など</li> </ul>
(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業	
事後評価	府が実施した建設事業のうち完了後5年を経過するまでの事業の代表的事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析 など</li> </ul>

# 1. 再評価対象事業 5件

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	事業採択年度	前回評価年度	完成予定年度	事業費	事業進捗率	再評価要件	前回評価の意見など
1	河川改修	<b>佐野川</b> 〔泉佐野市〕 佐野川水系河川整備計画（平成12年度）に位置づけられている。府における当面の治水整備目標である、時間雨量50ミリ対策のため河川を改修する。	改修延長580m （時間雨量50mm対応） 護岸工580m 道路橋2橋 落差工1基	H12	—	H28 (H21)	33億円	用地60% 工事39%	事業採択後10年継続	—  (参考) H12佐野川水系河川整備計画策定
2		<b>総持寺停車場線交差点改良</b> 〔茨木市〕 国道171号との交差点において、右折車による慢性的な渋滞解消と歩行者の安全確保を図るため、右折レーン及び歩道を整備する。	事業延長90m 道路幅員11.0→16.0m 右折レーン1箇所(北行き) 歩道設置片側→両側 ※関連事業 国道171号交差点改良事業 右折レーン2箇所 (東行き、西行き)	H14	H14 内部評価	未定 (H16)	2億円	用地0% 工事0%	一時休止	—
3	道路交通安全	<b>大阪高槻線交差点改良</b> 〔高槻市〕 高槻市の高西交差点等において、右折車による慢性的な渋滞解消を図るため、右折レーン2箇所を整備する。	事業延長150m 道路幅員10.0→16.0m 右折レーン設置2箇所 (北行き、南行き)	H14	H14 内部評価	未定 (H20)	2億円	用地0% 工事0%	一時休止	—
4		<b>(旧)大阪中央環状線交差点改良</b> 〔豊中市〕 豊中市の八坂橋交差点において、右折車による慢性的な渋滞解消と歩行者の安全確保を図るため、右折レーンを整備するとともに歩道を拡幅する。	事業延長44m→100m 道路幅員11.0m→18.0m 右折レーン1箇所(東行き) 片側歩道拡幅	H18	H17 内部評価	H22 (H20)	4億円 (1億円)	用地30% 工事0%	事業費3割以上増加	—

※年度、事業費の下段（ ）は事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

委員会における審議の概要

【確認した事項】

(進捗状況)

・地権者との用地交渉に時間を要したため、完成予定は前回評価時に比べて7年遅れる見込み。現在の用地買収率は60%であるが、収用手続きも視野に交渉を継続し平成28年度の完成を目指していることを確認した。

(必要性・優先性)

・佐野川水系河川整備計画（平成12年度）に位置づけられた当面の治水目標である時間雨量50ミリ対策を目指すものであり、必要性に変化がないことを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

○用地取得により7年遅れることは当初から想定できなかったのか。計画が大きく狂うと予算の立て方も変わり、事業が成り立たなくなる。河川が特殊だということなら、計画自身をそのように立てる必要がある。

⇒境界確定に当初想定していた以上の時間を要した。

○前回評価時に比べて事業費が変化していないにも関わらず、B/Cが低下している理由は、

⇒国の算出マニュアルが改定されたことに伴い、被害軽減期待額が減少したためである。

【確認した事項】

(進捗状況)

・当該交差点の国道171号については、国が交差点改良事業を実施しており、本事業は、国の事業と併せて実施することで十分な効果を発揮するが、国、府ともに同一の地権者から用地協力が得られておらず、7年間未着工である。用地買収の目的が立っていないことから一時的に休止とされている。国において今後も用地交渉が継続されるため、協力が得られた場合には、府も改めて事業を再開する。

(必要性・優先性)

・当該交差点における右折車による渋滞は解消されていないことから、本事業の必要性に変化がないことを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

○このような長期間未着工の事業でも予算を計上しているのか。

⇒府は予算を措置していない。今後国による用地買収の進捗を見守りたい。

○本事業と3の大阪高槻線の必要性の違いは理解できるが、7年間動いていないという状況は同じ。休止はあいまいな結論だと思うので、継続か中止のどちらかで判断できないのか。本件を一時休止ではなく、中止とした場合、何か問題が生じるのか。

⇒本事業は用地協力が得られればすぐに執りかかることができる状況で、国道171号と併せて実施することで効果が発現する事業である。国が用地交渉を継続している中で、府だけが中止することはできない。

○一時休止と継続では、具体的にどのような違いがあるのか。また、府の分掌や体制はどうなるのか。

⇒継続の場合は、事業費を予算化し、国から補助を受けて事業を推進する。一時休止の場合は、事業目的は変わらないが、予算の執行を一旦停止し、国からの補助も受けない。「予算を計上して事業を継続する」ことを行わないのが、一時休止。体制としては、予算が計上されないので、人を動かして事業を推進するということは行わない。

【確認した事項】

(進捗状況)

・地元住民等との調整に時間を要したため、7年間未着工であり、現在も地元との協議に目的が立っていないことから一時的に休止されている。

(必要性・優先性)

・都市計画道路十三高槻線が平成16年度に一部開通したことにより、本路線の自動車交通量は減少傾向となり、渋滞は緩和されていることを確認した。事業採択時に比べ本事業の必要性は低下している。

【主な質疑・応答及び意見】

◆事業の必要性が低下しているのであれば、中止とすべきである。

【確認した事項】

(進捗状況)

・地権者との用地交渉に時間を要したため、完成予定は前回評価時に比べて2年遅れる見込み。用地買収は平成21年度中に完了し、工事は平成22年度中に完成の予定であることを確認した。

(必要性・優先性)

・当該交差点における交通量は多く、右折車による慢性的な渋滞やそれによる追突等の事故が発生しており、本事業の必要性に変化がないことを確認した。

(その他)

・事業費は4億円で前回評価時の1億円に比べ増加している。当初は、早期の渋滞緩和を図る「するっと交差点対策事業」の目的から、必要最小限の延長での右折レーンの整備を計画していたが、現地調査や警察協議により、渋滞のピーク時にも対応できるよう抜本的な交差点改良へ変更することとした。地元地権者からも変更案に対する協力が得られたため、事業計画を変更し、これに伴う買収範囲の拡大により費用が増加した。

・本路線は幅員18mの都市計画道路として、都市計画決定されている。暫定整備として幅員16mで整備することも可能であるが、将来計画のある土地を幅2m程度残して用地補償を行うことは地権者の了解が得られにくだけでなく、生活再建後の建物を再度補償する必要が生じるため、残用地の面積や地権者の意向等を考慮し、都市計画の幅員に合わせて用地を買収し整備していることを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

◆現地調査や警察協議は、事前に十分行っておくべきである。

○交通センサスの結果によると、事前評価時に比べ交通量は減少している。

⇒右折車による渋滞は慢性的であり、解消されていない。

※【主な質疑・応答及び意見】において、「○」は質問、「⇒」は応答、「◆」は意見を表示。

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	事業採択年度	前回評価年度	完成予定年度	事業費	事業進捗率	再評価要件	前回評価の意見など
5	道路交通安全	岸和田港塔原線 歩道整備 〔岸和田市〕  JR東岸和田駅南側地域において、自動車、自転車、歩行者の集中による渋滞を解消し、事故防止を図るため、道路を拡幅するとともに歩道を整備する。	事業延長180m 道路幅員20.6m→27.0m 歩道設置片側→両側  ※関連事業 東岸和田駅東地区 防災街区整備事業 岸和田港塔原線 鉄道立体交差事業	H19	H18 内部評価	H22 (H21)	3億円 (2億円)	用地64% 工事0%	事業費 3割以上 増加	—

※年度、事業費の下段（ ）は事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

## 2. 再々評価対象事業 5件

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	事業採択年度	前回評価年度	完成予定年度	事業費	事業進捗率	再々評価要件	前回評価の意見など
1	公園	寝屋川公園 〔寝屋川市〕  ※< >内は都市計画決定ベースの数値  都市計画決定された54.4haのうち事業認可区域37.0haを整備する。	事業認可面積37.0ha  都市計画面積<54.4ha>	S46	H16	H23 (H18)	286億円  <445億円>	用地99% 工事90% (84%)  <用地67% 工事64% (59%)>	再評価後 5年経過	H16再評価・ 事業継続（計画的に進捗し、投資効果の面からも事業の早期完成を要望）
2	砂防	山畑川 〔八尾市〕  土砂災害を防止するため、砂防堰堤を整備する。	砂防えん堤1基 堤高14.5m 堤長68.5m  ※関連事業 農道整備事業（八尾地区）	H7	H16	H25 (H22)	4億円	用地100% (100%) 工事0% (0%)	再評価後 5年経過	H16再評価・ 事業継続（用地買収をすでに完了し、工事着手の制約となる工事中進入路の確保に目途。今後投資効果の面からも事業の早期完成を要望。）
3	砂防	尺治川 〔交野市〕  土砂災害を防止するため、溪流の護岸を改修する。	溪流保全工980m 護岸工980m	H2	H16	H22 (H20)	18億円	用地100% (77%) 工事82% (76%)	再評価後 5年経過	H16再評価・ 事業継続（計画的に進捗し、投資効果の面からも事業の早期完成を要望）

※年度、事業費、事業進捗率の下段（ ）は前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。



委員会における審議の概要

【確認した事項】

(進捗状況)

・地権者との用地交渉に時間を要したため、完成予定は前回評価時に比べて1年遅れる見込み。用地買収は平成21年度中に完了し、工事は平成22年度中に完成の予定であることを確認した。

(必要性・優先性)

・当該事業箇所はJR東岸和田駅に近接し、自動車や自転車、歩行者が集中しており、関連する駅前再開発（防災街区整備）や鉄道立体交差事業とも調整し、渋滞解消、交通事故防止、歩行者の安全確保を図るもので、事業の必要性に変化はないことを確認した。なお、鉄道立体交差事業の完成は平成27年度以降となるものの、防災街区整備事業は平成22年度中に完了する予定であり、これに合わせ歩道整備を進めていることを確認した。

・用地（補償）費は、事業着手前には外観調査のみで買収予定範囲の家屋を識別し、過去の実績により概算で算定し、事業着手後に初めて各家屋への立入り物件調査を実施し「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき詳細に算定している。本事業箇所は、駅に近接していることから、借家人補償や営業売上に基づく営業補償等が当初の想定を上回ったため、事業費が増加したことを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

○前回評価は平成18年度だが、3年でこれだけ補償費が増加したのか。当初の補償費の見込みが甘かったのか。

⇒物価変動ではない。当初の補償費は、過去の実績等から概算で算出している。当初に細かな想定をしても、実際は大きく異なるケースがあり、特に営業補償は測りにくい部分がある。

○補償費の算定について、事業着手前は外観調査のみということだが、もう少し踏み込むことができないのか。どの程度の調査を行っているのか。

⇒土地価格は周辺地を参考に算出している。建物は種類による異なり、100万円単位くらいで想定しているが、実際に中へ入って物件調査を行ったところ、かなり差が出たという結果になった。

◆事業費の増減を再評価の要件にする場合、増減割合のみをその基準とすると、本件のように、もともと事業費の小さな事業は、変更額がごく小額であっても評価対象となるが、増減の絶対額による基準の導入も検討すべきである。

⇒事務局（行政改革課）から、事業費の大幅な増減の場合の再評価ルールについて、3割以上の増減とすることを昨年度定めたが、事前評価の審議対象は総事業費10億円以上であり、その3割が3億円であることから、今後、総事業費10億円未満の場合は、3億円以上の増減がある場合に再評価を行うこととする旨の説明があった。

※【主な質疑・応答及び意見】において、「○」は質問、「⇒」は応答、「◆」は意見を表示。

委員会における審議の概要

【確認した事項】

(進捗状況)

・事業地の一部が第二京阪道路建設事業の工事ヤードとして使用されていたため、完成予定は前回評価時に比べて5年遅れる見込み。当該用地は平成21年秋に返還される予定で、用地買収率99%、工事90%の進捗となっており、平成23年度に完成の予定であることを確認した。

(必要性・優先性)

・府内18公園のうち、北河内地域に数少ない運動施設を中心とした広域公園として整備が進められており、必要性に変化はないことを確認した。なお、現事業認可区域の完成までは新たに事業区域を拡大せず、事業認可区域である中地区、南地区を重点的に整備することを確認した。

(その他)

・B/Cについては、算定の主要要素となるデータが、前回評価時から大きな変動がなく、B/Cを算定しても前回とほぼ同等の値になると判断し、今回は算定していないとの説明を受けた。

【主な質疑・応答及び意見】

・特記事項なし

【確認した事項】

(進捗状況)

・当該事業箇所への進入ルートは、整備中の農免農道の他になく、前回評価時には平成19年度から使用可能と報告されていた。この農道の整備が遅れているため、現在まで工事に着手できていないが、平成22年度には農道を利用できる見込みであり、平成22年度に工事を開始し、平成25年度に完成予定であることを確認した。

(必要性・優先性)

・当該事業箇所は、優先的に整備される土砂災害危険箇所であることに変わりはなく、必要性に変化はないことを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

・特記事項なし

【確認した事項】

(進捗状況)

・地権者との用地交渉に時間を要したため、完成予定は前回評価時に比べて2年遅れる見込み。用地買収率は100%であり、工事はH22年度末に完成の予定であることを確認した。

(必要性・優先性)

・当該事業箇所は、優先的に整備される土砂災害危険箇所であることに変わりはなく、必要性に変化はないことを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

・特記事項なし

※【主な質疑・応答及び意見】において、「○」は質問、「⇒」は応答、「◆」は意見を表示。

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	事業採択年度	前回評価年度	完成予定年度	事業費	事業進捗率	再々評価要件	前回評価の意見など
4	河川改修	<b>松尾川</b> 〔和泉市〕  大津川水系河川整備計画（平成12年度）に位置づけられている。流域の市街地化が著しいことから、府における治水整備目標である、1/100年確率の雨量（時間雨量86.9ミリ）対策のため河川を改修する。	改修延長4.1km （1/100年確率） 護岸工4.1km 道路橋4橋 農道橋3橋 歩道橋1橋	H7	H16	H27	87億円 （69億円）	用地87% （81%） 工事69% （54%）	再評価後 5年経過	H16再評価・事業継続（計画的に進捗し、投資効果の面からも事業の早期完成を要望）
5		<b>東槇尾川</b> 〔和泉市〕  大津川水系河川整備計画（平成12年度）に位置づけられている。府における当面の治水整備目標である、時間雨量50ミリ対策のため河川を改修する。	改修延長520m （時間雨量50mm対応） 護岸工520m 道路橋3橋 落差工2基	H2	H16	H22 （H20）	12億円	用地98% （91%） 工事90% （80%）	再評価後 5年経過	H16再評価・事業継続（計画的に進捗し、投資効果の面からも事業の早期完成を要望）

※年度、事業費、事業進捗率の下段（ ）は前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

委員会における審議の概要

【確認した事項】

(進捗状況)

- ・用地買収、工事ともに、概ね計画どおりに進捗しており、平成27年度に完成の予定であることを確認した。
- (必要性・優先性)
- ・大津川水系河川整備計画（平成12年度）に位置づけられた治水目標である1/100年確率の雨量（時間雨量86.9ミリ）への対策を目指すものである。本川流域内の市街化が著しい状況にも変わりなく、必要性に変化がないことを確認した。
- (その他)

・事業費は87億円で前回評価時の69億円に比べ増加しているのは、事業箇所周辺の宅地化の進展により用地費が8億円、ふるさとの川整備事業の実施に伴う護岸等のグレードアップのため工事費が10億円、それぞれ増加したためであることを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

○B/Cについて、前回評価時に比べ浸水家屋数が200戸程しか増えていないにも関わらず、便益が約90億円も増える理由は。また、費用が60億円から117億円に増える理由は。

⇒便益については、河川改修は整備するに伴い便益が発生するため国のマニュアルが変更され整備期間中の便益を追加したこと、資産データ更新等により被害軽減期待額が増加したことによる。費用については、事業費の増加に加え、維持管理費を実績値から国の河川砂防技術基準により事業費の年0.5%での算出に変更したことによる。

○維持管理費用は、当時は多く見積もる必要がないという判断だったのか。また、便益については、メッシュの規模はB/Cが1より小さくなるから細かくしているのではないかと。操作性があるときちゃんと評価できないのではないかと。

⇒維持管理費は草刈り程度の額であったのを適正な額に変更したもの。メッシュの面積は変更しておらず、家屋や資産が増えた。

◆審議に当たっては、B/C算定内訳の詳しい資料が必要である。

◆B/C算出の「施設等の残存価値」の金額が、現在価値化前と現在価値化後ともに0.3億円であるのはおかしいので訂正してほしい。

○ふるさとの川整備事業は、当初からこの河川改修事業に含まれていたのか、それとも途中から新たに追加されたものなのか。また、ふるさとの川づくりの定義はあるのか。多自然川づくりに含まれるのか。

⇒多自然川づくりがあって、ふるさとの川づくりがある。ふるさとの川整備事業は、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修により、良好な水辺空間を創る事業で、松尾川では地元要望を踏まえ、平成4年に国の指定を受け整備を進めており、当初から計画されている。

○ふるさとの川事業の効果はどのように見込んでいたのか。観光も視野に入っているのか。

⇒治水以外の効果として測定可能なものとしては来訪者数が考えられる。昨年度は、年12回の河川清掃や羊の毛刈りといったイベント、日々の散歩に訪れる方など、2千人以上と見込まれる。地元の方の清掃で維持管理費が節約されているが、河川敷を売却しない収入減はある。観光面については、久保惣美術館が隣接していることから、美術館との調和も考慮して整備をしている。

◆治水以外の便益とふるさとの川整備事業に係る付加的な費用の議論も検討すべきだが、相当のコストをかけてまで便益を調べる必要があるかという点、そこまでは必要ないと思う。

○ふるさとの川整備事業は進行中なのか、終了しているのか。

⇒約800mの事業予定箇所のうち600mの工事が完了している。

○現地を見ると素材が贅沢ではないということはあるが、空間が広ければ事業費も増える。今後は同種の事業を行う場合は、適度な事業規模をチェックする仕組みが必要である。

⇒護岸については多自然川づくりで一般的に使われている自然石を使用している。本事業は、地元の顔になる施設や地元協力がある箇所を実施している。河川整備計画を策定する際には事前の評価を受けることになるが、本件の場合は、河川整備計画の策定が後になったので、事前の評価がなかったのは事実。

○100年に一度（1/100年）の雨量という表現は分かりにくい。具体的に何ミリと記載すべきである。

⇒1/100年確率の雨とは、大阪府内では概ね時間雨量80ミリ程度である。資料には時間雨量何ミリと併記している。

【確認した事項】

(進捗状況)

- ・地権者との用地交渉に時間を要したため、完成予定は前回評価時に比べて2年遅れる見込み。用地買収、工事ともに目途が立ち、平成22年度に完成の予定であることを確認した。
- (必要性・優先性)
- ・大津川水系河川整備計画（平成12年度）に位置づけられた当面の治水目標である時間雨量50ミリ対策を目指すものであり、必要性に変化がないことを確認した。

【主な質疑・応答及び意見】

- ・特記事項なし

※【主な質疑・応答及び意見】において、「○」は質問、「⇒」は応答、「◆」は意見を表示。

## 平成 2 1 年度上期 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
平成 21 年 6 月 15 日	<b>第 1 回委員会</b> 委員長選出 上期案件の事業概要説明（再評価・再々評価）
平成 21 年 7 月 28 日	<b>第 2 回委員会</b> 府民による意見陳述・府民意見紹介
平成 21 年 8 月 18 日	<b>第 3 回委員会</b> 個別事業審議
平成 21 年 8 月 6 日 17 日 21 日 28 日	現地視察 槇尾川ダム建設事業・松尾川河川改修事業
平成 21 年 9 月 17 日	<b>第 4 回委員会</b> 個別事業審議
平成 21 年 10 月 27 日	<b>第 5 回委員会</b> 槇尾川ダム建設事業を除く事業の意見具申（素案）の審議 事後評価案件（13 件）の報告
平成 21 年 11 月 9 日	<b>第 6 回委員会</b> 個別事業審議
平成 21 年 11 月 24 日	<b>第 8 回委員会</b> 槇尾川ダム建設事業を除く事業の意見具申とりまとめ

※第 7 回 (H21. 11. 16) は下期案件の意見交換会として実施

## 大阪府建設事業評価委員会 委員名簿

いわい たまえ 岩井 珠恵	株式会社クリエイティブ・フォーラム ファウンダー
かしはら しろう 柏原 士郎	武庫川女子大学生生活環境学部 教授
かも 加茂 みどり	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 主任研究員
こいけ しゅんじ 小池 俊二	株式会社サンリット産業 代表取締役会長
しもむら まさみ 下村 眞美	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
たたの ひろかず 多々納 裕一	京都大学防災研究所 教授
どい としき 土居 年樹	天神橋三丁目商店街振興組合 理事長
にいかわ たつろう 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
ほしの さとし ○ 星野 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
まがた ひでお 曲田 秀男	株式会社曲田商店 代表取締役社長
ますだ のぼる 増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
まつざわ としお ◎ 松澤 俊雄	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授

(敬称略・50音順) ◎：委員長 ○：委員長代理

委員会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。  
(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro/index.html>)  
また、府政情報センター、事務局（行政改革課）に備え付けています。